

## 掛川市公告

次の土地改良事業に係る認可の申請を適当とする旨の決定をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、当該事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月10日

掛川市長 松井三郎

1 適当と決定した土地改良事業

上西郷御堂ヶ谷土地改良事業共同施行農地造成事業

2 縦覧期間

平成29年1月10日から平成29年2月6日まで（閉庁日を除く。）

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

掛川市役所環境経済部農林課

（〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）